

河砂委第 3003 号 中村川治水利水計画検討業務委託 説明書

青森県県土整備部河川砂防課発注の「河砂委 第3003号 中村川治水利水計画検討業務委託」について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(H27.11)（令和3年3月一部改訂）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）(R4.7)」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

令和5年2月28日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループ
TEL：017（734）9664（直通）
FAX：017（734）8191
e-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

3. 業務名

河砂委 第3003号 中村川治水利水計画検討業務委託
業務場所：青森県西津軽郡鮎ヶ沢町大字舞戸町地内

4. 業務概要

4.1 業務目的

本業務は、令和4年8月豪雨により著しい浸水被害が発生した二級河川中村川水系について、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定に必要な検討を行うとともに、河川整備計画に新たに洪水調節施設を位置付けるための治水計画等の検討を行うものである。

4.2 主たる業務内容

（1）計画準備

本業務を速やかに遂行するために、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書、業務工程表を作成し、業務計画準備を行う。

（2）資料収集整理

令和4年出水時記録、水利権（許可、慣行）、流況、新規水需給計画、既往の環境調査資料、既往の成果など、今後の河川整備計画見直しに必要な関連資料を収集する。

また、河川及び流域の諸元、既存の水害実績、浸水被害の特徴、河川整備の状況等を整理

する。

(3) 現地調査

収集・整理した資料を基に現地調査を行い、既往成果以降の河川整備状況や河道、地形の変化等の状況を確認する。

(4) 流域水害対策計画の検討

1) 特定都市河川流域の現状と課題の整理

特定都市河川、特定都市下水道及び特定都市河川流域について、過去の浸水被害状況や各種整備状況等から、現状の課題をとりまとめる。

2) 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針の検討

計画期間、計画対象区域、計画目標降雨等、特定都市河川流域において浸水被害を防止又は軽減するための浸水被害対策の基本方針を検討する。

3) 計画目標降雨の設定

計画対象降雨は、河川整備計画の目標規模降雨に対して気候変動の影響を考慮した降雨等、複数の外力について浸水範囲を検討し、浸水被害対策の実効性が確保される中～高頻度の降雨の規模を念頭に設定する。

4) 都市浸水想定区域における土地利用に関する検討

都市浸水想定等の土地利用状況等を踏まえ、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性について、都市計画や立地適正化計画等に留意し、指定流域の全体的な方針を整理する。

これを踏まえて、貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定方針と、具体的な指定候補箇所を整理する。

5) 流域水害対策計画作成に向けた課題の整理

上記までの検討結果、その他必要な事項を検討整理する。

(5) 治水計画検討

1) 洪水調節施設配置検討

中村川で治水効果が期待できる洪水調節施設を対象として、配置検討を行う。

① 洪水調節施設の諸元の検討

設計条件として、地質、対象設計洪水流量、設計震度などの基本条件を整理し、施設の基本諸元を検討する。

② 洪水調節施設の配置検討

①の検討結果をもとに、施設配置を検討し、配置一般図、概算数量を算定する。

③ 全体配置計画

施設の建設や、新たに形成される貯水池を踏まえ、付替道路等を含めた全体配置計画を検討する。

④ 建設コスト算定

事業評価に向けコスト算定に必要となる概算工事費を算定する。

2) 地すべり対策工の概略検討

① 貯水池周辺の地すべり地形判読

高精度地形図（発注者提供）を用いて地形判読を行い、貯水池周辺の地すべり分布を整理し判読図を作成する。

② 検討対象ブロックの選定

判読した地すべり地形について規模や洪水調節施設への影響等を確認し、検討が必要なブロックを選定する。

③ 安定解析

検討が必要と判断されたブロックについて、安定解析を実施し対策の必要性を検討する。検討条件は既往調査の条件を参考とする。検討ブロック数は10ブロック程度とする。

④ 盛土工の概略検討

対策が必要と判断されたブロックについて、盛土工の対策規模と対策費用を概略検討する。検討条件は既往調査の条件を参考とする。検討ブロック数は5ブロック程度とする。

3) 洪水調節施設の最適案選定

事業費算出結果を基に、各選定案に対する概算事業費を算出し、中村川において最適な洪水防御方式の比較検討を行う。洪水防御方式は、コスト、実現性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響など、総合的な視点で比較し、最適案を選定する。

(6) 利水計画検討

1) 流況整理

中村川および周辺河川等で観測されている水位・流量データの整理を行う。整理結果をもとに、中村川における自然流況の推定を行う。

2) 維持流量の設定

「正常流量検討の手引き(案)平成19年9月」に準じて、項目別必要流量検討方針を設定し、項目別必要流量を検討する。項目別必要流量の設定結果をもとに、河川区間ごとに必要流量を満足する維持流量の設定を行う。

3) 水利流量の整理

許可水利権量、慣行水利権量を整理し、中村川における水利使用実態を把握する。整理結果をもとに、期別の水利流量を設定する。

4) 正常流量の設定

維持流量および水利流量の整理結果を基に、支川からの流入量、取水・還元量等を満足する水収支縦断図を作成し、正常流量を設定する。

5) 利水計画検討

正常流量の設定結果および水道用水、発電、かんがい等の今後の水利用計画を踏まえ、利水計画を立案する。

(7) 河川環境調査

既往検討時の河川整備基本方針参考資料及び環境調査に関する既往の成果を基に、河川環境情報図及び河川環境検討シートを作成する。

(8) 関係機関協議資料作成

流域水害対策計画の策定及び河川整備計画の変更に向けた関係機関協議資料を作成する。

(9) 報告書作成

検討項目に応じて成果を取りまとめ報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

4.3 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

(1) 中村川における流域水害対策計画の検討にあたり留意すべき事項について

(2) 中村川の氾濫特性を踏まえた洪水調節施設の検討にあたり留意すべき事項について

4.4 業務量の目安

本業務の業務量は 45,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

4.5 履行期限

契約締結の翌日（令和5年5月中旬予定）～令和6年3月25日

4.6 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時3回・納品時を想定している。

4. 7 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

1) 電子媒体 (CD-R 等)

- ・ 報告書 CD-R 3 枚 (報告書 1 部に 1 枚)

2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)

- ・ 報告書 3 部

3) その他 調査員から指示があるもの

4. 8 その他

1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。

2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。

3) 表-1に示す既往業務報告書の閲覧に供するため、上記2の担当部局へあらかじめ連絡し、日程調整を行い閲覧するものとする (閲覧可能期間は、技術提案書に対する質問期間と同じ令和5年3月24日～令和5年4月4日とする)。

4) その他、関連情報を入手するための照会窓口は、上記2の担当部局に同じ。

表 1 既往業務報告書一覧

	業 務 名		
1	平成11年度	第6-43-48号	中村治水ダム流域環境文献調査検討業務委託
2	平成13年度	第6-43-53号	中村川治水ダム建設事業 治水利水計画検討業務委託
3	平成17年度	委第2797号	中村川河道計画検討業務委託
4	平成18年度	河改委第2790号	中村川水系河川整備計画策定業務委託
5	令和4年度	広委第10-2号	中村川広域河川改修流出解析業務委託
6	令和4年度	広委第10-3号	中村川広域河川改修治水対策検討業務委託

5. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業務について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。）であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 日本国内に、本店を有していること。
- ⑥ 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、受けていない者であること。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価項目の概要	配点	選定時ウエイト	備考	
企業評価	同種業務の実績（件数） 過去10年間における同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が5件以上	2.0	42%	
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	業務成績評定点 過去4年間の県発注業務の成績評定点の平均点	81点以上	2.0		
		80点以上81点未満	1.5		
		79点以上80点未満	1.0		
		78点以上79点未満	0.5		
		78点未満	0.0		
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況 ISO認定取得の状況 (ISO9001, ISO14001)	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0		
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5		
		上記以外	0.0		
	企業の地域精通度 過去5年間の県内河川関係業務（※2）実績	過去5年間の青森県内での業務実績有り	1.0		
		上記以外	0.0		
	企業の優良建設関連業務表彰の有無 平成30年度以降における国又は青森県からの表彰の実績の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0		
上記以外		0.0			
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0			
	担当技術者への配置	0.5			
	上記以外	0.0			
企業評価計		8.0			
技術者評価	技術者の保有資格	技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋）又は技術士・建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）	2.0	58%	
		RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の同種業務の実績（件数） 過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者としての成績の実績	81点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		79点以上81点未満の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 平成30年度以降における国又は青森県からの表彰の実績の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0		
		上記以外	0.0		
	技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務数	0～2件	2.0		
		3～4件	1.0		
		5件以上	0.0		
継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0			
	上記以外	0.0			
技術者の地域精通度 過去5年間における青森県内での河川関係業務（※2）実績	過去5年間の青森県内での業務実績有り	1.0			
	上記以外	0.0			
技術者評価計		11.0			
合計		19.0	100%		

※1 同種業務とは、河川分野における「総合治水計画」とする。

※2 河川関係業務とは、同種業務を含む河川関係事業における調査・計画等の業務、及び基本（予備・概略）設計、実施（詳細）設計の業務とする。
ただし、調査・計画の水質調査、地下水調査、内水解析は対象外とする。

7. 参加表明書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～4、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

1) 参加表明書の提出は、以下による。

令和5年3月14日 午後5時までに担当部局へ提出

上記日時までに1部、河川砂防課ダムグループ担当者へ提出する。

（持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）

- ・参加表明書（第1号様式）

- ・添付資料一覧表

- ・企業評価に係る調書等（様式-1）

企業評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

業務実績はテクリス等の写し、マネジメントシステムの実績状況は認証の写し、若手又は女性技術者の育成は当該技術者の年齢・性別が確認できる資料の写しとする。

- ・技術者評価に係る調書等（様式-2）

- ・技術者評価に係る評価項目を確認できる資料の写し

管理技術者の保有資格は登録証等の写し、業務実績・手持ち業務はテクリス等の写し、業務成績評定点は点数が確認できる資料の写し、継続教育の実績状況は証明書の写しとする。

- ・その他評価項目内容を確認できる資料

(4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表-2 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書の提出者等に関する内容を記載する。 ・ 記載様式は第1号様式とし、A4版1枚に記載する。
企業評価に係る調書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成24年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 同種業務とは、河川分野における「総合治水計画」とする。 ・ マネジメントシステムの取組状況について記載する。 ・ 参加表明者が過去に従事した「青森県内の河川関係事業」の実績について記載する。記載する業務は、平成29年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・ 河川関係業務とは、同種業務を含む河川関係事業における調査、計画等の業務、及び基本（予備・概略）設計、実施（詳細）設計の業務とする。ただし、調査・計画の地下水調査、内水解析は対象外とする。 ・ 企業の優良建設関連業務表彰の有無について、評価対象となる表彰は、平成30年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ➤ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 ・ 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 ・ 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内のものに限り、評価の対象とする。 ・ 共同企業体として受注した業務の表彰は、出資比率に関わらず各構成員の表彰として対象とする。 ・ 若手又は女性技術者の育成について「若手」とは、公示日において満40歳をむかえていない者とする。女性技術者の場合は、年齢を問わない。 ・ 参加表明書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができるが、若手・女性技術者の要件に該当しない候補者がいる場合、審査については、当該評価しない。

記載事項	内容に関する留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ また、業務の履行にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。記載様式は、様式－1に基づき記載する。
技術者評価に係る調査等	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 配置予定の管理技術者の保有資格について記載する。 ▪ 管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。記載する同種業務は、平成29年度以降公示日までに完了した業務とする。 ▪ 管理技術者が過去に従事した青森県発注業務の成績評定点について記載する。記載する業務は、平成30年1月1日から令和3年12月31日までに完成した県発注業務とする。 ▪ 対象となる業務は、入札に参加しようとする業務と同区分（設計業務、土質調査業務等）の業務とし、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。 ▪ 業務成績の実績とは「業務評定点」のことであり、管理（担当）技術者等の「技術者評定点」のことではない。 ▪ 技術者の優良建設関連業務表彰の有無について記載する。評価対象となる表彰は、平成30年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の公告日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする（それ以外の表彰は対象としない。）。但し、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 青森県優良建設関連業務部長表彰 ➤ 青森県優良建設関連業務課長等表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務局長表彰 ➤ 東北地方整備局優良業務事務所長表彰 ▪ 業務種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。 ▪ 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内の業務のみを評価対象とする。 ▪ 管理技術者の手持ち業務について記載する。対象となる業務は、国又は青森県その他の公共工事発注機関が発注した業務とし、公示日において契約済みの当初契約額3百万円以上の建設関連業務（業務種別は問わない）とする。 ▪ 共同企業体としての業務（当初契約額は出資比率により算定）も対象とする。 ▪ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務

記載事項	内容に関する留意事項
	<p>名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 管理技術者の継続教育の取組状況を記載する。目標（推奨）単位数及び取得年数の基準については各団体の定めによるものとし、過去4年間のうち任意の1年間（H30.4.1～R4.3.31）に取得した単位（ユニット）数を有効とする。 ▪ 管理技術者が過去に従事した「青森県内の河川関係事業」の実績について記載する。記載する業務は、平成29年度以降公示日までに完了した業務とする。 ▪ 記載様式は様式-2とする。

（5）技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、“6.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、技術提案書の提出者として選定した者には令和5年3月23日までに選定通知書をもって通知する。

（6）非選定理由に関する事項

1) 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を令和5年3月23日までに書面により通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ① 受付場所：2. に同じ
- ② 受付時間：午前9時から午後5時まで

8. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウエイトは、以下のとおりである。

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時ウエイト	備考	
技術者評価	資格・実績等	技術者の保有資格	技術士・総合技術監理部門(建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋)又は、技術士・建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)	2.0	25%	
			RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	1.0		
			上記以外	0.0		
	技術者の同種業務の実績(件数) 過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績(※1)	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0			
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0			
		上記以外	0.0			
	成績・表彰	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者としての成績の実績	81点以上の業務成績の実績がある	2.0		
			79点以上81点未満の実績がある	1.0		
			上記以外	0.0		
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無 平成30年度以降における国又は青森県からの表彰の実績の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0			
		上記以外	0.0			
		技術者の手持ち業務数 管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務数	0~2件	2.0		
	3~4件		1.0			
	5件以上		0.0			
	業務執行能力	継続教育の取組状況	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0		
上記以外			0.0			
技術者の地域精進度 過去5年間における青森県内での河川関係業務(※2)実績			過去5年間の青森県内での業務実績有り	1.0		
	上記以外	0.0				
技術者評価計			11.0			

実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度・実施手順	業務目的の理解度	評価する	1.0	25%	
			評価しない	0.0		
		業務条件の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		業務内容の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		実施手順の妥当性	評価する	2.0		
			評価しない	0.0		
		工程計画の妥当性	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する	2.0		
			評価しない	0.0		
		地域実情の理解度	評価する	2.0		
			評価しない	0.0		
実施方針 計				10.0		
技術提案	特定テーマ1	業務上の与条件との整合性はあるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0	50%	
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
		事業の重要度を考慮した提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
		内容が事業の難易度に相応しい提案か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
		必要なキーワードが網羅されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
	実現性	類似実績が明示されているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
		利用する技術基準及び資料が適切か	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0		
			記載内容が適切である	1.0		
			記載内容が標準的である	0.0		
	提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
		記載内容が適切である	1.0			
		記載内容が標準的である	0.0			
	提案内容に説得力があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
		記載内容が適切である	1.0			
		記載内容が標準的である	0.0			
独創性	工学的知見に基づく新しい提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0			
		記載内容が適切である	1.0			
		記載内容が標準的である	0.0			
高度の検討・解析手法の提案があるか	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	2.0				
	記載内容が適切である	1.0				
	記載内容が標準的である	0.0				
特定テーマ1 小計				20.0		
特定テーマ2		特定テーマ1と同じ内容で評価		20.0		
技術提案 計				40.0		
合 計					100%	

評価項目	着眼点	評価項目の概要	備考
参考見積	業務コストの妥当性	提示している業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	

【特定テーマ】

- 1) 中村川における流域水害対策計画の検討にあたり留意すべき事項について
- 2) 中村川の氾濫特性を踏まえた洪水調節施設の検討にあたり留意すべき事項について

※評価については4名で評価した平均とする。

9. 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（第2号様式、様式-3~4、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 技術提案書提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出は、以下による。

令和5年4月13日 午後5時までに担当部局へ提出

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課ダムグループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。(本資料は両面印刷で支障ない)。

- ・技術提案書（第2号様式）
- ・業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式-3）
- ・特定テーマに対する技術提案（様式-4）
- ・参考概算見積（自由様式）

(4) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表－3 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	<ul style="list-style-type: none">記載様式は第2号様式とする。
実施方針等	<ul style="list-style-type: none">本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。記載様式は様式－3とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none">4. (3) に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない（ただし、引用文献等は添付しない）。記載様式は様式－4とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。（枚数の多寡による評価はしないため、テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。）
参考概算見積	<ul style="list-style-type: none">本件業務に係る参考見積を提出すること。参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。記載様式は特に定めないが、A4版1枚程度に記載する。

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。

実施場所：青森県庁

実施予定日：令和5年4月19日

出席者：配置予定管理技術者

(6) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、“8.” の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には令和5年4月25日までに特定通知書をもって通知する。

なお評価の合計点は、技術提案審査員それぞれの評価点の平均値とする。

(7) 非特定理由に関する事項

1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を令和5年4月25日までに通知する。

2) 上記1) の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含ま

ない。)以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：2.に同じ

②受付時間：午前9時から午後5時まで

10. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- 1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
- 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- 6) 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- 1) 参加表明書(添付書類を含む。以下同じ。)及び技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- 5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- 6) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

- 7) 特定された者の会社名等は公表する。
- 8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- 9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- 10) 業務説明書に対する質問は文書（様式-5 ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対してFAXにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

- ・参加表明書に係る質問期間

令和5年3月3日～令和5年3月8日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時）

- ・上記の回答期間

令和5年3月3日～令和5年3月11日

- ・技術提案書に係る質問期間

令和5年3月24日～令和5年4月4日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時）

- ・上記の回答期間

令和5年3月24日～令和5年4月10日

- ・質問先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループ

電話：017(734)9664（直通）

FAX：017(734)8191

e-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

- ・閲覧場所

青森県河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト